

戸籍に氏名のフリガナが記載されます

フリガナの通知を必ず確認しましょう

戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます



なぜ、氏名のフリガナが記載されるの？

今までは氏名のフリガナは戸籍に記載されておらず、法律上の根拠がありませんでしたが、戸籍法改正により戸籍に氏名のフリガナが記載されることになりました。これにより、右のような効果が期待されます。

- ① 行政サービスのデジタル化の促進
- ② 本人確認情報としての利用
- ③ 各種規制をうまく逃れようとする行為を防ぐこと

(戸籍の写しイメージ)

全部事項証明	
本籍	〇〇市〇〇〇〇番地〇〇
氏名	法務 太郎
氏の振り仮名	ハウム
戸籍に記録されている者	<p>【名】 太郎</p> <p>【名の振り仮名】 タロウ</p>

フリガナを記載します

届出の方法

届出が必要な人は次のいずれかの方法で届出をしてください。

- ① オンライン（マイナポータル）での届出
マイナンバーカード、利用者用電子証明書（数字4桁）、署名用電子証明書（半角英数字6～16桁）、ICカードリーダーライター（パソコンの場合）が必要です。詳細は通知や法務省ホームページをご覧ください。
 - ② 市民課戸籍フリガナサポート窓口、内牧支所、波野支所での届出
届出人の直筆の署名が必要です。
 - ③ 郵送での届出
届書は市ホームページや法務省ホームページから印刷し、郵送してください。
印刷が困難な人は、市民課戸籍フリガナサポート窓口までご連絡ください。後日、郵送します。
- 郵送先
〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1
阿蘇市役所 市民課 戸籍フリガナサポート窓口 宛て
- ☎ 市民課 戸籍フリガナサポート窓口
☎ 22-3501

フリガナが記載されるまで

- 1 本籍地の市区町村から、氏名のフリガナの通知が届きます。阿蘇市に戸籍がある人は令和7年7月下旬に発送予定です。
- 2 通知が届いたら、氏名のフリガナに誤りがないか必ずご確認ください。
- 3 氏名のフリガナに誤りがあれば令和8年5月25日までに届出をしてください。
- 4 令和8年5月25日までに届出がなかった場合、通知した氏名のフリガナが戸籍に記載されます。

誤りがなければ、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。

※ やむを得ない事由によって変更が必要となる場合は家庭裁判所の許可が必要ですが、(4)の方法でフリガナが記載された場合、一度に限り家庭裁判所の許可を得ずにフリガナの変更の届出をすることができます。

5 住民票にも順次、フリガナが記載されます。

届出ができる人

届出人は、「氏」のフリガナの届と「名」のフリガナの届によって異なります。

- 【氏のフリガナの届】・・・戸籍の筆頭者が届出人
※ 筆頭者が除籍されている場合は、その配偶者。その配偶者も除籍されている場合は、同じ戸籍にいる子が届出人となります。
- 【名のフリガナの届】・・・戸籍に記載されている人それぞれが届出人。
※ 15歳未満の人は法定代理人（親権者など）が届出人になります。